

蒲郡市モーターボート競走事業公告 第 4 号

蒲郡市モーターボート競走場本場・プレミアムウイング接客サービス業務に係る公募型プロポーザルを次のとおり行う。

令和 8 年 5 月 8 日

蒲郡市モーターボート競走事業
蒲郡市長 鈴木 寿明

蒲郡市モーターボート競走場本場・プレミアムウイング接客サービス業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

蒲郡市モーターボート競走場本場・プレミアムウイング接客サービス業務の内容及び同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件、審査等の内容については、次のとおりとする。

第 1 業務の目的

蒲郡市モーターボート競走場本場・プレミアムウイング接客サービス業務は、来場者の場内利用を円滑にし、満足度を高め、購買意欲を促進することを目的とする。

第 2 業務の概要

1 業務名

蒲郡市モーターボート競走場本場・プレミアムウイング接客サービス業務

2 業務内容

別紙業務仕様書のとおり

3 業務期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日まで（地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

4 契約上限金額

金 442,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ただし、この金額は契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。この金額を上回る金額で見積を行ったときは、失格となる。なお、業務予定日数は以下のとおりであり、以下に記載のとおりの日数にて見積すること。

令和 8 年度（令和 8 年 8 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）業務予定日数

本場レース開催日	133日
本場単独発売・ナイトレース併売日	107日
昼夜併用発売時	26日
場外単独発売日（デイレース）	8日
場外単独発売日（ナイトレース）	8日
プレミアムウイング	241日
令和9年度 業務予定日数	
本場レース開催日	200日
本場単独発売・ナイトレース併売日	160日
昼夜併用発売時	40日
場外単独発売日（デイレース）	12日
場外単独発売日（ナイトレース）	12日
プレミアムウイング	362日
令和10年度 業務予定日数	
本場レース開催日	200日
本場単独発売・ナイトレース併売日	160日
昼夜併用発売時	40日
場外単独発売日（デイレース）	12日
場外単独発売日（ナイトレース）	12日
プレミアムウイング	362日
令和11年度（令和11年4月1日～令和11年7月31日）業務予定日数	
本場レース開催日	66日
本場単独発売・ナイトレース併売日	53日
昼夜併用発売時	13日
場外単独発売日（デイレース）	4日
場外単独発売日（ナイトレース）	4日
プレミアムウイング	121日

第3 担当部局

〒443-8503 蒲郡市竹谷町太田新田1番地1
蒲郡市ポートレース事業部 事業課 宣伝担当

TEL : 0533-67-8296

FAX : 0533-69-0451

電子メール kyotei@city.gamagori.lg.jp

sakai-yuichi@city.gamagori.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- 1 蒲郡市入札参加資格者名簿において、業務「役務の提供等」、営業種目「建物等各種施設管理」の入札参加資格について登録されていること。
- 2 対象業務において、前項の規定による有資格者名簿に登録されていない場合は、業務に対応する営業種目についての手続きを行うものとする。
- 3 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 4 蒲郡市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年12月1日施行）及び蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成31年4月1日施行）による指名停止期間中でないこと。
- 5 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- 6 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 7 警備業法第4条に基づく公安委員会からの認定を受けており、この写しを提出できること。
- 8 国税及び地方税（県、市区町村）に滞納がないこと。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（第1号様式）

イ 参加資格の確認書（第1-1号様式）

ウ 警備業法第4条に基づく公安委員会からの認定の写し

(2) 提出期限

令和8年5月21日（木）17:00必着

(3) 提出場所

第3 担当部局と同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールとする。

2 参加表明に関する質問

参加表明書の提出にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

(1) 質問の受付場所

第3 担当部局と同じ。

(2) 質問の受付期間

令和8年5月8日（金）から令和8年5月13日（水）まで

(3) 質問方法

担当部局に電話連絡の上、質問書（第2号様式）を電子メールにより提出すること。

(4) 回答の確認方法

令和8年5月14日（木）、蒲郡市公式ホームページ上に当該回答内容を掲載予定。質問の有無に関わらず確認のこと。

蒲郡市公式 HP

<https://www.city.gamagori.lg.jp/>

ポータル蒲郡公式 HP

<https://www.gamagori-kyotei.com>

3 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び提案書提出の要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年5月25日（月）に次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

(1)の通知日から5営業日以内

イ 提出場所

第3 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。（郵送、ファックス又は電子メールによるものは受け

付けない。)

- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、その書面を受け取った日から7営業日以内までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

4 その他

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は辞退届を提出すること（第4号様式）

第6 説明会

提案書の作成等について、次のとおり説明会を開催する。

説明会の日時及び場所

令和8年5月15日（金）13：30から ポートレース蒲郡2階大会議室

第7 提案書の作成要領

提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

提案書の作成に当たっては、業務仕様書を参考にし、次の事項について提案すること。

(1) 会社概要および財務状況

- ・資本金・所在地・従業員数・社歴・取得認証等
- ・直近2ヵ年の決算関係書類（貸借対照表・損益計算書）

(2) 業務実績

- ・業務先・業務内容・受託年数等

(3) 業務内容

- ・業務実施体制及び実施計画
- ・スタッフの教育・研修
- ・場内外各部門との連携
- ・場内サービス向上のため独自の提案

2 提案書の様式等

提案書の提出は、次の書類を添付して行うこと。

- (1) 提案書（様式は任意）A4版縦型左綴じで作成のこと。
- (2) 業務に係る積算内訳書（別紙）を必ず提出すること。（仕様書12 管理の基準（1）、（2）に基づき積算すること。）

3 提出方法等

(1) 提出期限

令和8年6月20日（土）21：00必着

- (2) 提出場所
第3 担当部局と同じ。
 - (3) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。
 - (4) 提出部数
9部（正本1部、副本8部）（PDFデータでの提出もお願いします。）
- 4 提案書等の著作権等の取扱い
- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
 - (2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
 - (3) 市は、提案者から提出された提案書等について、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- 5 提案書作成に関する質問
- 提案書の作成にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。
- (1) 質問の受付場所
第3 担当部局と同じ。
 - (2) 質問の受付期間
令和8年5月15日（金）から令和8年5月25日（月）まで
 - (3) 質問方法
担当部局に電話連絡の上、質問書（第3号様式）を電子メールにより提出すること。
 - (4) 回答
随時、提案者に電子メールにより回答する。
最終回答期限日：令和8年5月29日（金）
- 6 その他
- (1) 提案書等を提出後に参加を辞退する者は、辞退届を提出すること。（第5号様式）
 - (2) 提案書は1者1提案とし、提案書受付後の修正は認めない。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合

- 3 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 契約上限金額を超える提案をした場合
- 5 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 6 対象業務の契約締結までの間に、第4 参加資格要件を有しなくなった場合

第9 提案書の審査及び評価

1 選定委員会の設置

提案書の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、蒲郡市モーターボート競走場本場・プレミアムウイング接客サービス業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 プレゼンテーション等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、提案者が5者以上の場合は、提案書の審査を事前に行い、選定委員会において選定された者についてのみプレゼンテーション等を行う。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明25分、質疑15分の計40分とする。
- イ 提案追加資料の配付は禁止するが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて4名までとする。
- エ 欠席をした場合は、提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日及び場所

令和8年6月25日（木）

※時間等詳細については、別途通知する。

3 審査項目及び評価ポイント

提案書、プレゼンテーション等により、次の審査項目について審査及び評価を行う。

審査項目		評価ポイント	配点
企画提案内容	(1) 提案内容の妥当性	事業の目的や趣旨に沿った提案か。 場内の現状を把握したうえでの提案か。 実現可能な提案か。	10点

	(2) 提案内容の独自性	場内サービス向上のため独自の提案がなされているか。	10点
実施体制	(3) 業務実施体制	業務を適切かつ的確に実施できる体制（人材、経営基盤、研修教育制度）が確保されているか。 本市の要望等に迅速・柔軟に対応できるか。	30点
	(4) 業務実績	過去において、公営競技もしくはこれに類する同種、同類の業務経験を有しているか。	20点
見積金額	(5) 見積書	提示された見積金額に基づき評価する。	30点

4 受託候補者の特定方法

(1) 選定方法

選定委員会において、3の審査及び評価により、各委員が提案者ごとに評価し、その採点により各提案者に順位を付け、原則として第1順位の最も多い提案者を受託候補者として特定する。ただし、第1順位の最も多い提案者が2者以上いるときは、選定委員会において、各委員の採点結果を踏まえた上で、総合的に検討し、合議により決定する。

選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断された場合には、受託候補者を特定しない。

(2) 受託候補者

選定委員会において決定された受託候補者は、本市と仕様、価格等を協議のうえ受託者となる。ただし、受託候補者と協議が整わない場合、本市は次点候補者と協議を行うことがある。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに提案者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者名

イ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

ウ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由。及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨。

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

(1) の通知日から5営業日以内

イ 提出場所

第3 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。(郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、その書面を受け取った日から7営業日以内までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 特定結果の公表

受託候補者と契約を締結したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 業務名

(2) 業務内容及び業務期間

(3) 受託者の名称及び所在地

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

契約に当たっては、本市と受託候補者が当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、受託候補者との契約の協議が整わない場合には、次順位の者を受託候補者として契約の協議を行う。ただし、選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断された場合には、次順位の者との協議は行わない。次順位後の者も同様とする。

なお、契約締結前に指名停止（蒲郡市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行ったとき。）又は「蒲郡市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合等の要綱及び実施要領に定めた資格要件に反することが確認された場合も同様とする。

2 契約保証金

蒲郡市モーターボート競走事業契約規程に定める。（蒲郡市契約規則第26条の規定を準用）

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

委託料の支払いは月払いとし、受託者は委託者から当該月の業務確認を得た後、当該月の請求を行うこと。委託者は当該請求のあった日から30日

以内に委託料を支払うものとする。

第11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。提案書の内容は、当該提案書の提案者の許可なく使用しないが、蒲郡市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに使用できるものとする
- 4 提出された提案書等は公文書となるため、公文書公開請求があったときは、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号）に基づき、該当する提出書類を公開することがあるものとする。
- 5 提案書等に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- 6 提出された書類は、返還しない。
- 7 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける受託候補者の特定以外の目的では使用しない。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期限又は期日
説明会	令和8年5月15日（金） 13：30
参加表明書の提出	令和8年5月21日（木） 17：00
参加資格要件確認結果通知 及び提案書提出要請	令和8年5月25日（月）
提案書の提出	令和8年6月20日（土） 21：00
プレゼンテーション等	令和8年6月25日（木）
提案書審査結果の通知	令和8年6月30日（火） 予定
契約締結	令和8年7月 6日（月） 予定